

議事日程(第4号)

平成30年6月25日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第43号 平成30年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第44号 小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結について
- 日程第3 議案第50号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 うきは市文化的景観条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 請願第3号 市道拡幅・中千足交差点改良工事に関する請願書
- 日程第9 追加議案上程 意見第3号 1件
- 日程第10 意見第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について
- 日程第11 閉会中の審査・調査の申出について  
(議会運営委員会)  
(1) 陳情第4号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催について  
(総務産業常任委員会)  
(1) 九州北部豪雨災害状況に関する調査  
(2) 小石原川ダム事業進展に関する調査  
(3) 地方創生「推進交付金」対象事業に関する調査  
(4) 所管事務調査  
(厚生文教常任委員会)  
(1) 第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に関する調査  
(2) 地方創生「推進交付金」対象事業に関する調査  
(3) 自動車学校に関する調査

- (4) 請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書
- (5) 所管事務調査
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第43号 平成30年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第44号 小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結について
- 日程第3 議案第50号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 うきは市文化的景観条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 請願第3号 市道拡幅・中千足交差点改良工事に関する請願書
- 日程第9 追加議案上程 意見第3号 1件
- 日程第10 意見第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)の提出について
- 日程第11 閉会中の審査・調査の申出について
- (議会運営委員会)
- (1) 陳情第4号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催について
- (総務産業常任委員会)
- (1) 九州北部豪雨災害状況に関する調査
- (2) 小石原川ダム事業進展に関する調査
- (3) 地方創生「推進交付金」対象事業に関する調査
- (4) 所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- (1) 第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に関する調査
- (2) 地方創生「推進交付金」対象事業に関する調査
- (3) 自動車学校に関する調査
- (4) 請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見

書提出に関する請願書

(5) 所管事務調査

---

出席議員 (14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鎌水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	今村 一朗君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	楠原 康成君
総務課長 .....	田籠 正規君	監査委員事務局長 .....	樋口 秀吉君
会計管理者 .....	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 .....		瀧内 教道君	
企画財政課長 .....	中野昭一郎君	税務課長 .....	山崎 秀幸君
徴収対策室長 .....	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長 .....		松岡 美紀君	
保健課長 .....	原 廣正君	福祉事務所長 .....	梶原 康宏君
住環境建設課長 .....	江島 高治君	水資源対策室長 .....	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長 .....		樋口 一郎君	

農林振興課長兼農業委員会事務局長	-----	松尾 正和君
浮羽市民課長	-----	園田 隆彦君
生涯学習課長	-----	井上 理恵君
総務法制係長	-----	宮崎 哲工君
学校教育課長	-----	榎藤 精二君
自動車学校長	-----	高木 慎君
財政係長	-----	江藤 良隆君

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（榎川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 議案第43号**

○議長（榎川 正男君） 日程第1、議案第43号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長に報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、今言われましたように、総務産業委員会から議案第43号について審査結果を申し上げたいと思います。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第1号）ということで。

ただいま議題となりました議案第43号——お手元に資料が行っていると思いますが、平成30年度うきは市一般会計補正予算の所管に関する事項について議案の審査結果を報告いたします。

当委員会では、市長公室長を初め、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨・内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

2款総務費の中で、7目財政調整基金について寄附者の名をつけた基金にするのか、どのような運用を行うのか、毎年の基金利用額がわかるのか確認すると、既存の地域振興基金に積み立てし、寄附者の意向に沿った事業に基金を取り崩していくこと、毎年度どの事業に使ったかわかるように整理していくことの説明がありました。

これについては、御存じのとおり高山元議員からの寄附があったということでございますので、本会議の中で出ておったというふうにも思いますけれども、そこら辺の再度確認をいたしまして、はっきりと本人の寄附の目的、そういったものを尊重しながら、毎年どのぐらい使ってどういうふうになったかということはおわかりのように整理をするということでございました。

7款商工費は、関係人口創出事業で内示を受けたもので補助は10分の10の総務省のモデル事業であります。嘱託職員について確認すると、うきはブランド推進課の中に配置し、東京うきは応援団との連絡調整や、うきはパートナー団体への連絡調整の窓口対応を想定しているということでありました。議員からは、関東地区のうきは出身者が参加する同窓会など活用してほしいという意見もありましたということ。

以上、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたということ。ここにありますように、むしろ東京のほうに置いとったほうがいいじゃねえかなというようなこともいろいろ申し上げましたけれども、やっぱりこちらのうきはブランド推進課の中で今いろいろ連絡をとりますので、そういうことにするというございますので、全会一致で可決すべきものと決しましたということをお報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第43号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第1号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

審査は、それぞれ担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明を受けました。

補正予算の3款3項1目生活保護等総務費232万2,000円については、本年10月より段階的（3段階）見直しに伴い、扶助基準に係る算定のための生活保護システム改修作業が必要なことから、行政システム九州に委託するもので、国とうきは市が2分の1ずつ負担するものです。

生活保護の見直しは5年に一度行っていますが、生活保護受給者の一層の自立を促進するため、今年度においては、子供の大学等への自立支援を推進するとともに、医療扶助の適正化（後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化等の見直し）に取り組む必要があります。

今回の見直しは、一般低所得世帯の消費実態（年齢・世帯人員・居住地別）を把握した上で、

生活保護受給世帯との均衡を図るため、生活扶助基準の見直しを行うものです。

審査では、見直しによる生活保護世帯への影響の程度については意見が出されましたが、削減幅は微減または微増になるとのことでありました。

次に、10款3項2目の教育振興費33万6,000円は、中学校の部活動に対する福岡県の中高等学校運動部活動活性化プロジェクト事業が6月に廃止されることから、新たに福岡県部活動指導員配置事業が実施され、各中学校に1名配置される部活動指導員の報償費として予算化されたもので、国・県・市が3分の1ずつ負担し、本年7月から年間35日間を上限に、原則は土日祝日・長期休暇日などが対象となり、1日3時間以上で日額4,800円の報償費を支払うための予算増額になります。

なお、今回の部活動指導員は、生徒の試合引率も可能とされ、年2回の県が主催する研修会を受けることが必須とされています。

審査では、今年度の市内中学校の外部指導者の状況を確認し、保険加入の問題や教職員への長時間勤務削減の一助となるように、その効果を期待する意見が出されました。

以上、慎重な審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長への報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 反対討論をさせていただきます。

理由は、3款3項1目生活保護費等総務費について、システム改修ということでされておりますけれども、現実的には予算の中身はシステム改修ということになるわけですが、ただ実態は生活保護を削減するという——10月から削減していくということになるかと思えます。

委員会で審査をしたときには、微増、微減というふうな話でしたけれども、その後ちょっと私も少し調べさせてもらったんですけれども、特に母子世帯での減額、この3の2級という、うきは市でも影響があるというふうに、厚労省のモデル試算によるとそういうのが出されておりました。現行よりも3.4%ぐらい下がるということと、それから——3年間です、これは総トータルですね。

それとあと、多子世帯ほど影響が大きいということで、実はうきは市が子供の貧困対策の中で

も指摘されていたと思うんですけども、多子世帯ほどやっぱり貧困状態が厳しいという状況の中で、やはり改めて国の決定として決めるものですがけれども、貧困のスパイラル化につながるということで、今回の国の決定ではあるけれども、そういうのを生み出す、そういった対策もなしに進めるのは反対だということで意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立による採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立多数でございます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第44号

## 日程第3. 議案第50号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案第44号小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結について及び日程第3、議案第50号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、議案第44号の小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定についてということで、お手元に文書を上げておりましたが、その前に確認ですけれども、金額は幾らになるかというようなことがいろいろ出ておりましたが、全体的に総額としては1億円以上になるだろうということと、あわせて負担の割合というのはもう決まっておりますから、10.どがしこですかね。10.22ということで、大体10%ぐらいのところになっておりましたので、恐らくそれから想像しますと1,000万円以上になるということで、今、一応確認ということでお知らせをしたいと思います。

この前、大体11漁協ですか、の中で9漁協が一応交渉済みだということで言われておりましたが、後でまた確認いたしますと、11漁協のうち10漁協が交渉済みであるということで聞いております。

それでは、お手元にありますように、読ませていただきますが、ただいま議題となりました小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結については、その審議の経過と結果を報告します。

この協定は、福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関するものであります。

審査では、本会議でも質疑が出ていた「疑義を生じた事項」について、さらに質疑がありました。審議の中で、その文言の削除を求める意見がありましたが、執行部からは、福岡県南広域水道企業団は他の市町村との協定にもこの様式を使用しているとの説明がありました。今後のスケジュールを確認したところ、平成32年4月1日までに福岡県南広域水道企業団に加入しなければ、うきは市単独で小石原川ダム建設負担金の支払いが始まる。以前、説明があった平成36年度から3事業体での厚生労働省の補助事業の申請関係もあるということで、スケジュール感を持って事務を進めていただきたいという苦言を呈しているところでございます。

よって、今回の協定の締結は、水源確保のためのうきは市の責務であることから、その必要性を認め、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

それでおいておりますように、疑義について、こういった言葉がありますと、やっぱり疑うというようなことになりますけれども、いろいろ検討というか、してみますと、ここだけじゃなくて全体的な問題であるということと、やっぱりいろいろ調べてみますと——県関係でもいろいろ調べてみましたところ、やっぱりこれを使っておるところもあるということでございます、疑義という言葉はですね。

しかしながら、私どもも一般企業じゃあんまり使わんなというふうなことで思っておりましたけれども、そういった使われておるといふようなこともあるということでございましたので、一応委員会の中ではそういったことの確認をしていただきますようお願いをしておりましたが、一応そういった疑義という言葉については、やっぱりいろんなところを見てみますと、使われておる面もあるようでございます。例えば、トンネルの関係のいろんなことを見てみたり、こういった水道関係のこと、そういったもので使われておるといふことでございますので、全く公式文書じゃないということでございましたので、そういうことで委員会としても一応の確認をしていただくということで、原案どおり可決するべきものだというふうになりましたことを御報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 議案第50号は。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 50号も一緒にといふことでございましたので、議案第50号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業委員会としての審議の経過と結果を御報告いたします。

今回の改正については、中小企業の生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置を講じるための改正であります。



質疑の中で、適用年度については、平成30年度から平成32年度までに設備投資したものが対象となり、減免は平成31年度からとなることを確認してきました。

また、今回の条例改正に伴うシステムの改修については、現行のシステムで対応できるということを確認してきました。

中小企業者にとって、設備投資に係る固定資産税が3年間の減免措置があり、また国の補助金の優先採択などのメリットがあること。市にとっても、中小企業の生産性向上で市内経済の活性化が図られることのほかに、減免措置で税収減となった分については一定の交付税措置があること、さらに中長期的には税収増も期待できるということから、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

それでこのことについては、国のほうでもそういった条例改正については手を挙げてということであったというふうに思います。そういった中で、うきは市としてはこういうふうに取り組むということになってございますので。審議の中で、該当者はうきはの企業でどのぐらいあるかというような質問も出ておったと思います。これは4企業が該当するというので報告があつておつたと思いますので。一応つけ加えましたけれども、以上で報告をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 議案第44号につきまして質問をいたします。

今、報告がありました、報告書の下から7行目ですが、以前、説明があつた平成36年度から3事業体での厚生労働省の補助事業の申請関係もあるということとありますが、この平成36年度から3事業体でのという分が、この年度初めてお聞きしたような気がしますので、この点についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それからもう一点が、口頭で、この漁業補償費の金額が総額1億円以上になるだろうということでしたが、新人議員研修の折には、その1億円程度というような感じでお聞きしたんですが、それを超えるということになったような気がいたしますので、その辺についても再度お尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 中野委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 3事業体のことについては、それこそ新しい議員は初めてかもしれませんが、前議員につきましては、一応そういったことの説明は受けております。

それで3事業体ないと補助の対象にならないということで御報告を受けたこととさせていただきます。

それから、事業費の1億円以上というのにつきましては、これは一応概略であると思っておりますけれども、まだ交渉が全部終わってないものですから、そうすれば金額がはっきりしてくるというふうに思います。ですから、そこで金額には出てくると思っておりますので、それで程度と、以上と、いろいろあるというふうに、捉え方であると思っておりますけれども、いずれにいたしましてもはっきりした金額が出てきますので、そういうことでお願いをします。一応は、交渉につきましては、我々ではなかなかできないから、県南水道企業団に委託をするということで、以前、了解をしておいたというふうに思いますので、そういうことでお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 再質問ですが、3事業体での説明は受けていたんですけど、平成36年度からとなっているので、その辺がよくわかんないので質問したところですので、再度お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） これは去年の4月だったですかね、3事業体でなからにやできんというようなことになりまして、3事業体ではなかなか難しい面があるとやないかなというような意見でございました。

あと、その中で、36年度からはそういうふうで、3事業体でないとできないということで、一応私どもは確認をしておりますので、それから先の詳しい内容については、なかなか私についてはわかりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 中野委員長、1つ確認だけお願いします。

今の報告の中で、税条例の一部改正条例、対象企業が4企業という発言がございましたが、これは現況の2分の1の減額については4企業ということで、総額の7,800万円と言われましたが、今回のこのゼロとする制度は、これは、うきはブランド推進課長からありましたとおり、商工会への関係で対象が414社の中から手を挙げたところということになると思います。その辺の確認をさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 中野委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 今言われるように、四百数企業の中で4企業ということで我々は確認をしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議案に反対する立場から討論をさせていただきます。

今回の税改正については、以前、平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法ということで2分の1軽減ということで、それが平成32年度まで固定資産税ゼロということで新たに変わるものであります。そのためには、基本計画をうきは市がつくって税の周知を図り応募を募るといことになるかと思えます。

今、中小企業について十分な支援を行うことは当然重要であるというふうに認識しております。ただ、この間、法人税及び実効税率自体が、この間下がってきておりまして、今年度——平成30年度においては29.74%まで引き下げられております。

きのうのラジオ、テレビ等でも出されていたと思うんですけど、日銀の短観が今後発表されるということですが、なかなか景気感、特に海外輸出関係のところの伸び悩み、それから非正規化の進行と可処分所得自体が低下している。相変わらず国内の景気が低迷しているというところで、そういう意味では今回の法案が福岡県全体としても採用していくというか、取り扱いをしていくというふうなことの流れの中で、地域経済の牽引を図るといいうふうになっておりますけれども、以前の法案との関係で優先順位が決められて——決められているというか、優先される。だから4企業も含め、そして先ほど質疑の中でも出された414社対象に応募するわけですけども、なかなかそれが全体に行き渡らないという実態があるのではないかなというふうに思えます。

そういう意味では、一部の企業のみ税金への対応ということになってしまう、結局はなるのではないかなというふうに思っています。そういうことでは、うきは市の財政に寄与しているかなということで疑問を持ちますので、条例の制定に反対したい思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決を行います。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立多数でございますので、したがって議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第4. 議案第47号

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第49号

日程第7. 議案第52号

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案第47号うきは市文化的景観条例の制定についてから日程第7、議案第52号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第47号うきは市文化的景観条例の制定について、議案第48号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、さらに議案第52号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教委員会にその審査を付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については、担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、議案第47号について申し上げます。

これまでのうきは市の文化的景観の取り組みとして、平成16年施行の景観法を根拠として、平成23年3月に景観計画に明記するとともに、新川・田籠地区文化的景観保存計画を策定しています。また、同年7月には議会においても、うきは市景観条例が制定され、市全体で景観保全に取り組んできました。

平成24年7月には、文化的景観範囲の一部が、吉井町と同じく重要伝統的建造物群保存地区

に選定され、これから山間地域の魅力を市外にアピールするというときに、九州北部豪雨が発生し、同地域に甚大な被害をもたらしたことから、被災した重伝建地区の修理・復旧を優先して取り組んでいく必要があります、国への重要文化的景観の申請が今日までおくれた経緯があります。

本条例は、平成28年より被災した特定物件の再調査を行い、改めて地元説明会を開催するなど、事業内容を周知し、約67%の同意を得られたこともあり、国に対して重要文化的景観の選定の申し出をするに当たって、景観条例で文化的景観範囲として位置づけるだけでなく、新たに文化財保護法を上位法令とする文化的景観条例を制定し、文化財保護条例に基づく市の文化的景観としての選定などを明確にする必要があることから提案していると説明を受けました。

主な質疑では、保存基準が伝建事業と同じ基準で厳しいが、補助額が伝建事業の6割で想定している。整合性がとれるかとの問いに、これまで街なみ環境整備事業で補助していたが、同事業が5年更新で平成32年までになっており、事業が継続されるのか不安な面もあるため、この補助事業によって外観などの規制が入ることになるが、今後住み続ける住民の方の負担も減らせるのではないかと考えているとのことでありました。補助額については、現在のところ県費負担がないため、伝建事業の市負担額にあわせて6割を想定しているが、今後、県にも予算要望していきたいとのことでありました。

そのほか、国から選定を受けた後の活用方法などを考える必要があることから、他の部署との連携は具体的に決まっているのか、または全体で1,700件余りの特定物件、面積2,898ヘクタールの広大な地域を指定することから、このことにより、今後、予想される費用は試算しているのか、さらに不同意者への対応や原状回復による居住者の負担増、居住者が亡くなった場合の管理の仕方など、数多く質疑が行われました。

本委員会としては、地元の説明会に出席されていない方も数多くいることから、さらなる周知を図るように求めるとともに、保存していく価値のある地域の財産との意識を共有することが重要だとこの視点から、景観に関する地元団体の育成に取り組むように求めたい。

文化的景観は、そこに暮らす人々の文化やなりわいを次世代に継承していくことが求められています。全国初とも言われている、同一地域における新たな文化財の指定が地域の活性化を生み出し、移住定住や観光につながっていく施策になるよう、行政の組織横断的な取り組みを求めたいと思います。

次に、議案第48号及び議案第49号については、議案第47号に関連して改正するものであります。

議案第48号は、うきは市文化的景観保存計画策定委員会の廃止に伴い、附属機関に関する条例の一部を改正するものです。

議案第49号は、うきは市文化的景観条例の制定に伴い、新たに文化的景観保護審議会が設置

されることとなり、これまで保存計画策定を担ってきた文化的景観保存計画策定委員会が役目を終えることから、当該委員会の条文を削除すること並びに文化的景観保護審議会委員の報酬日額を新たに定めるものです。

次に、議案第52号については、今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件を拡大し、支援員の増加を図ることを目的として、基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例を改正するものです。

改正の内容は大きく2点あります。

1つ目は、教員資格者である教職員の免許更新の取り扱いについて「更新講習を受けなくてもよい」との取り扱いに変更されます。

2つ目は、資格要件について第10条第3項で従前は9つの要件が示されていましたが、全国的に支援員が不足している現状から、支援員の要件を緩和し、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めれば放課後支援員として従事することができるようにするものです。

審査では、支援員や運営状況の資料提出を求め、平成30年度の児童数は、長期休暇（夏休み等）のみも含め289名の児童が入所されています。支援員については、常勤・非常勤を含め65名の方が従事されており、県が行う支援員認定資格研修の修了者は18名で、全体の約27%となっています。

主な質疑では、5年以上の勤務で市長が適当と認めればとなれば、人材確保にはつながるかもしれないが、質の低下につながるのではないかとの問いに、市としても質の問題は懸念しており、研修などについては国もさらなる充実を考えています。市としても独自の研修などを行い、質の均一・向上を図っていきたいということでありました。

そのほかに、市内の民間事業者は学習面に対応しており、そこのバランスと保育のみだけではない住民ニーズにどう応えていくか、または「市長が適当」と認めたものとの表現においても基準が曖昧で、きちんと要綱などで示すべきではないかとの意見や、昨年度に支援員の処遇改善が図られたものの、常勤でも時給計算との実態もあるので引き続き改善に努めるべきではないかなど、この事業に対して数多くの意見が出されました。

討論においては、反対意見としては、上位法の改正に伴うものだが、平成27年4月に学童保育の質の向上を図る必要から施行された経過もあり、児童1人当たりの面積や一支援単位の児童数の基準は経過措置として当分の間、適用しないとなっている部分もあることから、さらに質の低下につながるおそれがある支援員の要件の引き下げは問題であり、現在規定している9つの要件が意味のないものになるとの意見が出されました。

なお、本委員会としては、今回の条例改正に当たり、第10条第3項第9号及び10号に規定

される条文の中の「市長が適当と認めるもの」に関する基準について曖昧さがあり、判断が恣意的になることから、要綱などに「適当」の基準を示すことを附帯意見として申し添えます。

以上、慎重審査の結果、議案第47号、議案第48号、議案第49号については全会一致で、議案第52号については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議案第52号について討論させていただきます。反対討論させていただきます。

改めて、今回の条例改正ですけれども、第10条、職員の資格に関するところの改正ということになるかと思えますけれども、第3項の4号については、教員の資格免許について改めて更新しなくても可能ということで、それについては評価していきたいというふうに思っています。

もう一つ改正があって、10号を追加するということになるかと思えますけれども、これについては要件の引き下げになるというふうに考えております。そもそも、この条例というのは平成27年に施行されているわけですけれども、保育の質が求められているということで児童福祉法にもきちんと位置づけられて、運営支援、この間、解説書も改訂されて保育の質の向上を図ってきたものであります。今回の改正は、次号を追加することで、それ以前に第3項に書かれている1から9そのものについて、その資格自体が無意味化するのではないかというふうに危惧しております。まだ、この条例自体が平成32年まで先延ばし——延長して、その実行に当たっている中で、支援員さんの処遇改善や要件だけが今回切り下げることになるということですので、質の低下につながるということから改正に反対したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立による採決をします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立多数です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第8. 請願第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、請願第3号市道拡幅・中千足交差点改良工事に関する請願書を議題とします。本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 請願第3号市道拡幅・中千足交差点改良工事に関する請



願書。

請願第3号市道拡幅・中千足交差点改良工事に関する請願書について、その審議の経過と結果を報告いたします。

この請願の交差点につきましては、JR踏切から国道に出る部分であります。右折レーンがないため、右折待ち車両が先頭にあると後続車は進むことができず、慢性的に渋滞を引き起こしております。

この請願につきましては、紹介議員の意見を聞いた後、所管である住環境建設課長に出席を求め、市の考えについて確認を行いました。

この件については、合併以前の浮羽町時代に道路拡幅の要望があり、交渉に取り組んだ経過があったということでもあります。そのときは、隣接する事業所に用地提供の相談を行ったものの、道路に面する場所には重要な倉庫があり、移転について折り合いがつかず断念したということがありました。

この状況については、紹介議員を初め、総務産業常任委員会は状況を把握しており、用地取得等には時間・費用がかかるであろうことも理解しておりますが、市民の願意の妥当性を認め、また交差点改良の必要性を認め、全会一致で採択するものと決しました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第9. 追加議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、追加議案の上程を行います。意見第3号、1件を上程いたし

ます。

---

### 日程第10. 意見第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、意見第3号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 朗読いたします。

意見第3号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月25日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、佐藤茂和。賛成者、うきは市議会議員、野鶴修。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。1番、佐藤茂和議員。

○議員（1番 佐藤 茂和君） 意見第3号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）の提出について。

ただいま議題となりました地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）の提出について、提案理由を説明いたします。

私たちは、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入に関する法整備を求めるため、国会及び関係行政庁に対し意見書をもって要請しようとするものであります。

地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

こうした中、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実・強化を図るとともに、若年世代の議員立候補が行われやすいように、年金制度を時代にふさわしいものとするのが人材の確保につながっていくと考えます。

ことしの市議会議員選挙においては、新任議員が5人当選しましたが、そのうち3名は50代であり、今後の生活に不安がないとは言えません。新任である私がこのような意見書を出すことは大変おこがましいこととは承知しておりますが、今後、若者が選挙に立候補しやすい環境をつくるのが大切と考え、提案させていただくものです。

つきましては、国においては、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう提案するものです。

皆様の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第3号は可決することに決しました。可決しました意見書は関係機関へ送付いたします。

---

#### 日程第11. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査及び調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査及び調査とすることに決しました。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で全ての議案の審議は終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきました

いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第4回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月15日から本日までの11日間開会いたしました第4回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

これから、さらに本格的な梅雨本番となります。昨年発生した九州北部豪雨による災害は記憶に新しいところでありますが、局地的で集中的な雨による災害は、いつ発生するかわからないといった状況であります。うきは市におきましても、過去の経験を忘れず、防災体制の再確認などを十分に気を引き締めて行っていきたいと思っております。

また、梅雨が明けますと、ますます暑くなってまいります。議員の皆様におかれましては健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変御苦労さまでございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。9月定例会の開会日は9月7日金曜日を開会予定としておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成30年第4回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時03分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 竹 永 茂 美

署名議員 岩 淵 和 明